九州大学経営協議会規則

平成 1 6 年度九大規則第 5 号制 定:平成 1 6年 4月 1日最終改正:令和 4年 3月29日(令和 3 年度九大規則第 7 5 号)

(趣旨)

- 第1条 この規則は、九州大学学則(平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。)第 28条第2項の規定に基づき、経営協議会の議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。 (組織)
- 第2条 経営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 総長
 - (2) 総長が指名する理事 5人
 - (3) 病院長
 - (4) 総長が指名する部局長 (病院長を除く。) 6人
- (5) 役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究 評議会の意見を聴いて総長が任命するもの 14人以上
- 2 前項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後 任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第5号の委員は、非常勤とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

- 第3条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 中期目標についての意見(九州大学が国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。) に関する事項のうち、経営に関するもの
 - (2) 中期計画に関する事項のうち、経営に関するもの
 - (3) 学則(法人法第2条第8項に規定するものをいう。経営に関する部分に限る。)、会計関係規則、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (6) その他経営に関する重要事項

(議長)

- 第4条 経営協議会に議長を置き、総長をもって充てる。
- 2 議長は、経営協議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を代行する。 (議事)
- 第5条 経営協議会は、第2条第1項第5号の委員を含め、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 経営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

- 第6条 経営協議会に、監事、委員以外の理事、副理事及び事務局長を出席させるものとする。
- 2 前項の者は、経営協議会において意見を述べることができる。
- 3 経営協議会は、第1項の者のほか必要であると認めた者の出席を求め、議案に関する説明又 は意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 経営協議会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理す

る。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営等に関し必要な事項は、経営協議会が 定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年度九大規則第6号)

- 1 この規則は、平成19年7月20日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に九州大学経営協議会規則第2条第1項第5号の規定に基づき任命されている委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行後平成20年3月31日までの間に九州大学経営協議会規則第2条第1項第5号の規定に基づき任命される委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成20年度九大規則第41号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年度九大規則第80号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年度九大規則第12号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年度九大規則第80号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する
- 2 この規則の施行の際現に改正前の九州大学経営協議会規則(以下「旧規則」という。)第2 条第1項第4号の規定に基づき、経営協議会の委員に任命されている者は、改正後の九州大学 経営協議会規則第2条第1項第4号の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、旧 規則による委員としての任期と同一の期間とする。

附 則(令和3年度九大規則第75号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。